

発熱等の風邪症状がある場合の対応

令和3年4月発行


NEW【新】登校・出勤の目安

発熱等の風邪症状がある場合は、登校・出勤はせず、自宅療養に努めるようにしましょう。

登校・出勤の目安は、次の1) および2) の両方の条件を満たすこと

- 1) 発症後に少なくとも 8 日が経過している。
- 2) 解熱後に少なくとも 72 時間が経過しており (a)、発熱以外の症状 (b) が改善傾向である。
 - (a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
 - (b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状

例) 発熱を有した期間が発症日含め3日間、4/3夕～4/7昼まで4日間内服した場合

4/3(土)	4/4(日)	4/5(月)	4/6(火)	4/7(水)	4/8(木)	4/9(金)	4/10(土)	4/11(日)	4/12(月)
発症 0日目	1日目 ×	2日目 ×	3日目 ×	4日目 ×	5日目 ×	6日目 ×	7日目 ×	8日目 ×	 <p>左の条件を全て満たし、かつ、 発熱以外の症状緩和傾向で 登校・出勤可。</p>
 <p>発熱症状あり</p>			解熱1日目 ×	解熱2日目 ×	解熱3日目 服薬なし1日目 ×	解熱4日目 服薬なし2日目 ×	解熱5日目 服薬なし3日目 ×	解熱6日目	
	 <p>服薬(解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤) 4/3夕～4/7昼まで</p>			<p>72時間経過</p> 					
<p>自宅療養</p>									<p>登校・出勤可</p> 

やむを得ない事由により上記期間に登校又は出勤せざるを得ない場合は、できる限り新型コロナウイルスの検査を受けること。

→ 陰性の場合は、(上記(a)状態で)発熱や風邪様症状の消失から少なくとも72時間が経過していること。

新型コロナウイルスの検査ができない場合は、(上記(a)状態で)発熱や風邪様症状の消失から少なくとも72時間が経過していること。